

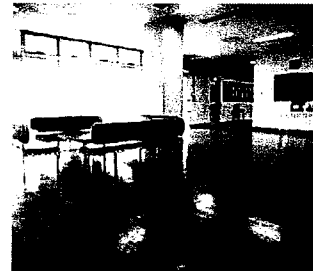
(3) サービスの向上と利用促進に向けた具体策

利用者とのコミュニケーション重視



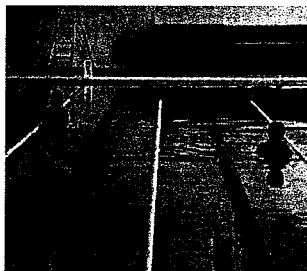
私たちは利用される方々とのコミュニケーションが職員全員すでにとれています。今後も積極的にコミュニケーションをとり要望・クレームに迅速に対応していき利用者のニーズにあった管理をしていきます。

快適な空間の提供



定期的に職員が館内を巡回し、ロビー・更衣室等、館内で快適に過ごして頂けるように、きめ細かな清掃・室温等を管理していき日常の施設・設備の点検補修を徹底して行い、快適な空間を提供していきます。

最適な水温管理の徹底



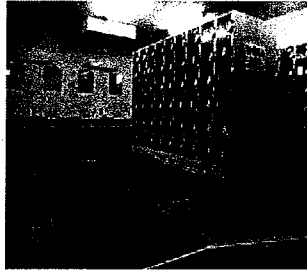
今まで管理してきた経験を生かし、2時間ごとの水温測定や利用者の目線に立って、実際にプールに入ることによって快適であるかを確認します。

最適な水質の管理



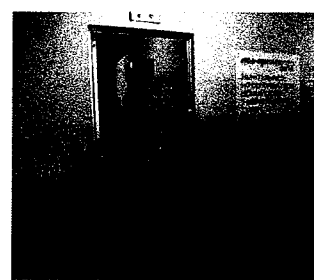
利用者の目線で常に確認し、きめ細かくゴミ拾いなど日常の管理を徹底して行います。また、室内プールのろ過機も老朽化していますので、保守点検・日常点検を十分に行っていきます。

快適で衛生的な更衣室



定期的な水の除去・大きめの足拭きマットの設置・シャワー室で身体を拭いていただくためのタオル置き場の設置など、更衣室を快適に使用していただけるように常に更衣室の衛生管理の徹底を行います。

快適で衛生的なトイレ



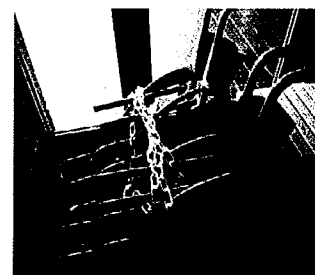
日常の清掃を1回でなく3回以上は行います。また、点検・補修をきめ細かく行っていき快適で衛生的なトイレにしていきます。

人に優しいサイン計画



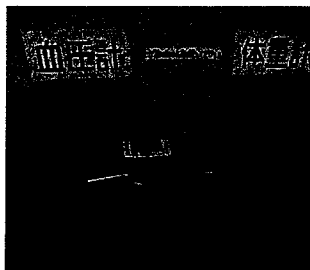
利用される方々の立場に立って、頻繁に利用する場所については大きな表示の案内板でわかりやすくし、初めての方でもどこに何があるのかわかるようにしていきます。

車いすの安全な使用



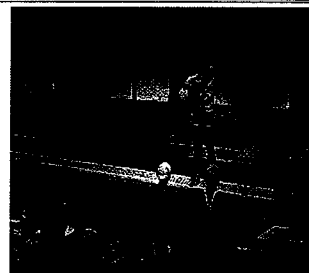
本水泳場に設置してある車椅子を、安心して利用して頂けるように車椅子の安全点検を定期的に行います。また車椅子の置いてある場所が明確にわかるように玄関から見えるところに設置します。

血圧計・体重計の設置



利用者の健康維持に協力するために、ロビーに血圧計・体重計を設置します。そして水泳の前後に自分の血圧や体重を測定して頂き、健康管理のために役立てて頂きます。

トップアスリートの招へい



23年6月、ソウルオリンピック金メダリストで現スポーツ庁長官の鈴木大地氏を本水泳場で行われている水泳大会に招へいしました。

また25年1月にはロンドンオリンピックに出場した選手を3名招へいし模範泳法や水泳教室・サイン会を行いました。これからも当連盟の人脈を使い、オリンピック選手の招へいを行い、講演会やトレーニングセミナーを実施し、子ども達に夢や希望を与える機会を提供します

指導者講習会の開催



本水泳場が水泳の普及・発展を目指した「水泳の学校」となるべく、「指導者講習会」を本水泳場を拠点にして行っていきます。また、この講習会に当連盟のスタッフを指導者として参加させ、受講者に初心者指導から4泳法の指導まで幅広い内容を勉強して頂きます。

ひと目でわかるスタッフ紹介



利用者の皆様にもはっきりとわかるように、館内にスタッフの写真と名前を提示し、また職員全員が名札を着けひと目でスタッフとわかるようにし、気軽に声を掛けて頂けるようにしていきます。スタッフユニフォームもわかりやすい色で統一し、安心して利用して頂ける環境作りをしていきます。

運営管理に精通した安定感ある人材の配置



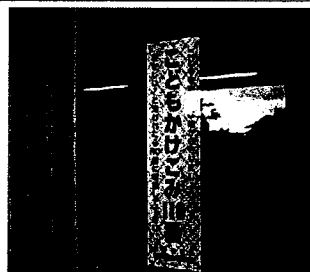
私たちは、館長に当連盟常務理事を配置し、副館長には水泳コーチ歴25年以上・東山水泳場に15年以上勤務した体育施設管理士の資格を有した職員とし、他のスタッフも全員、プール管理者に必要な資格を有しており、安心安全な管理運営を行います。

利用者に対する心のバリアフリー

あいさつを交わす
利用者との心のふれあい生まれる
利用者に安心感を与える
利用者の本音が聞ける
サービスに反映できる
きめ細かな安全対策を講じれる
心のバリアフリー

利用者が心地よく施設を使える雰囲気を作ること、これが何よりの安全対策と考えます。そこで、健康な体・健康な心をつくるために、職員ができることは第一に挨拶と考えます。挨拶を交わすことで、利用者との垣根がなくなり、訪れやすい施設となります。さらに、利用者の本音を聞くことによりサービスに反映でき、よりきめ細かな安全対策を講じることが可能となります。

不審者対応のための「こどもかけこみ110番」への登録



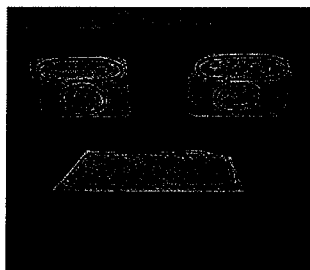
全国的に不審者の出没が頻発しています。本水泳場は不審者の被害に合う前に逃げ込むことができるよう、児童の安全な登下校や安全な放課後の時間を保障するために「こどもかけこみ110番」に申請・登録し、鳥取県の防犯教育に協力していきます。

駐車禁止のための三角コーンの設置



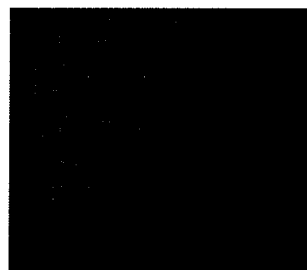
本水泳場の前の道路は大会になると常に車で一杯になってしまいます。そこで米子市中学校体育連盟と連携し路上駐車をさせないために赤の三角コーンを100個購入し、路上に置いて駐車違反を防ぐとともに他の人々の通行の邪魔にならないように努めていきます。

意見箱・感謝の箱の設置



今までの意見箱では、ややもするとマイナスイメージの意見が多くなりがちであります。そこで施設全体の良かった所・評価してもらえる所を書いて頂く感謝の箱を意見箱とともに設置していきます。改善する所を直していただくだけでなく、よかった所をもっと伸ばしていく施設作りを行います。

外国語での案内板



本水泳場を利用される方々には、英語・ハングル語などの母国語でしか喋れない方もおられます。その方々に不便をかけないようにそれぞれの母国語の案内板を用意していきます。

樹木等の景観美化の徹底



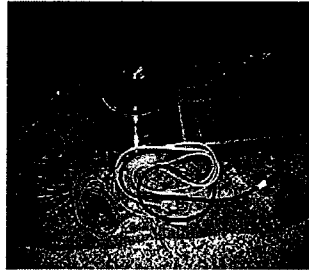
樹木の世話は日々の日常の手入れが欠かせません。日常の手入れをしっかりと行い、年に4回以上の大掛かりな草刈をすることで敷地内の樹木等植物の管理・美化をしています。

適正な敷地内の清掃



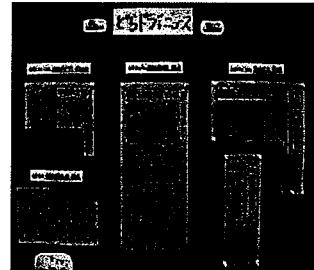
管理者としては当たり前のことですが、午前・午後と1日2回の施設巡回をする中で、利用者からは目の届きにくい場所の清掃も行い、利用者の方々・本水泳場以外の公園利用者にも不快感を与えない快適できれいな環境づくりをしています。

泳法分析会の開催



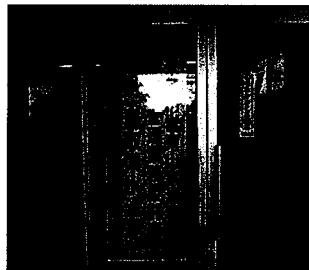
一般の水泳愛好家の希望者を公募し当連盟が所有している水中カメラ（日本代表も使用している高度な物）を使い「泳法分析会」を開催します。「どの部分がロスになっているのか?」「どこをどう直せばよいのか」「どのような練習が有効か」を的確にアドバイスしていきます

子ども達の活躍の応援



本水泳場では年間多くの水泳大会が開催されます。その活躍は新聞等にも掲載されます。新聞記事等を館内に掲示して、子ども達の活躍を応援します。

管理者を明確にするための看板



本水泳場を管理しているのはどこの団体なのかを利用して頂く皆様に明確にはっきりと大きく提示し信頼される運営に努めます。

水泳の普及発展・県民の健康増進の手助け



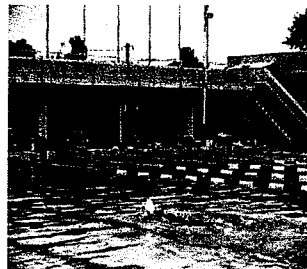
水泳競技及び健康・体力づくり活動の拠点として、多くの県民や地元競技者に気持ちよく活用されるような環境づくりをしています。また、各学年PTA行事や、各公民館の子ども会活動の行事に当施設を提供し、子ども達に水と親しんでいただけるよう努めています。

県内小中学校との連携（放課後水泳・部活動）



当連盟常務理事である館長が積極的に小中学校に声を掛けていき、中学校の職場体験・小学校の社会科見学などの校外学習を積極的に受け入れていきます。そして本水泳場の持っている目的を見童・生徒に啓発していきます。

県内小中学校との連携（放課後水泳・部活動）



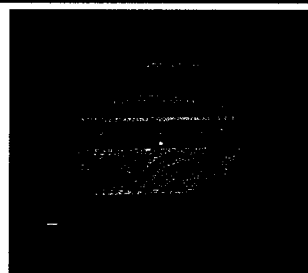
小学校の放課後水泳での指導、中学校の部活動での指導など初心者指導から高度な指導等の様々な知識を求めている先生方に当連盟の職員が提供していきます。また直接アドバイスもしていきます。

水泳大会のプログラム作り等、事前準備を含めた大会開催の手助け



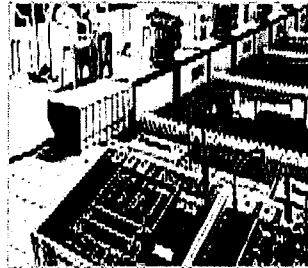
水泳大会でのプログラム作りなど事前準備はとてもたいへんな作業です。当連盟は何十年にも及ぶ大会開催の経験があり、プログラム編成専用のパソコンソフトも持っています。各種団体の大会、各学校の大会などあらゆる水泳大会の開催に向けた準備に協力していきます。

大会にふさわしい最高のコンディショニング維持



私たちは、大会設備・器具の使用方法を十分に把握しており、大会運営に必要とされる専用パソコンソフトも6台所有しています。（現在のルールでは当連盟所有のソフトがないと公認記録として認められません。）選手・関係者の方々に満足して頂け好記録の出る大会にできるよう最高のコンディショニングに整えます。

適正な設備・器具等の維持管理



当水泳場に常備されている設備・器具は競泳大会開催の必需品など特殊な設備・器具が多くあり、実際に大会などで使用し熟知している関係者でないと不備等はわかりにくいものです。私たち職員は、実際にこの設備・器具を大会ごとに使用していますので不備・異変を速やかに早めの対応で管理していきます。

水泳教室の充実



本水泳場の指導者は、日本水泳連盟の有資格者であり、長年の経験と指導実績により安心安全な楽しい水泳教室を展開していきます。

トライアスロンのトレーニングの環境整備



シドニーオリンピックに出場された小原工氏と協力して練習会やジュニア育成活動を行い、トライアスロン教室を開催します。

フィンスイミング教室の開催



鳥取県在住でフィンスイミング世界選手権代表の増田恒幸氏と協力してフィンスイミング教室を開催します。従来の競泳・水球・飛び込みだけでなく、新しい競技も提供しフィンスイミングの魅力を味わわせ、水泳競技を通しての児童の健全育成に努めていきます。

皆生ライフセービングクラブと連携しての安全水泳教室の開催

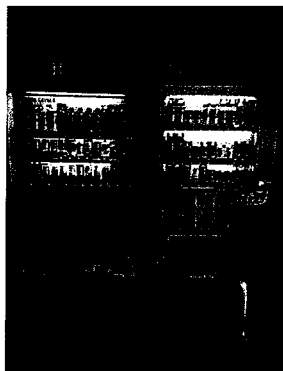


皆生ライフセービングクラブと連携し児童・生徒を対象として、服を着たまま水に入る「着衣泳体験教室」を実施し、水の事故から自分の命を守る知識や技術を習得してもらいます。

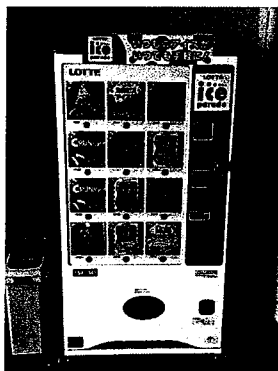
(4) 自動販売機の設置について

現在当施設では、利用者の利便に寄与するために清涼飲料水の自動販売機を屋内管理棟に2台、屋外プール入口に1台とアイスの自動販売機、受付横に1台設置しています。

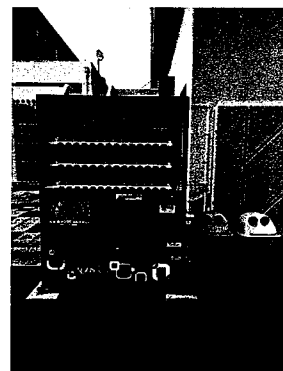
また夏の大会シーズンには屋外に清涼飲料水の自動販売機を1台増設しより一層の利用者の便を図ります。(アルコール類、たばこ、青少年に有害な書籍、玩具等、ゲーム機は設置しません。)



ロビーの販売機



エントランスの販売機



屋外プール門の販売機

(5) 使用者・利用者に対するサービス向上策

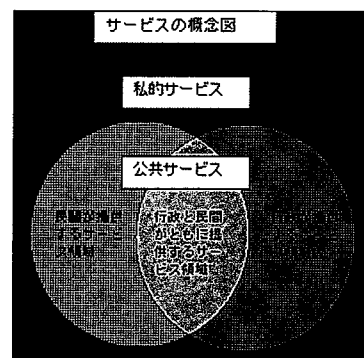
私たち連盟は、本水泳場の設置目的である「水泳競技の競技力の向上及び指導者の養成、県民の健康増進、スポーツの振興」を確実なものにするには、周辺地域や関係団体との緊密な連携体制の構築は不可欠であると考えており、更なる体制強化に向けて総力を挙げて取り組んでまいります。

また、本水泳場の有する地域振興・活性化の拠点機能を生かして、地域貢献に資するための経済的、かつ社会的波及効果を創出していくための方策にも留意した施設経営を進めてまいります。

ア) 鳥取県及び近隣市町村等との緊密な連携を強化していきます。

私たち連盟は、鳥取県内のスポーツ・健康部局との連携を強化し、施設利用を核とした県民の健康・スポーツ施策についての相乗効果を高めるための協働体制を強化します。

鳥取県内の他の公共・民間体育・スポーツ施設やスポーツクラブとの共存・共栄を図るための調整・プロモーション活動を強化します。



イ) 周辺地域・関係団体との連携を進めます。

私たち連盟は、周辺住民の健康増進や地域活性化に向けた積極的な取り組みを推進し、スポーツ教室等自主事業の拡充、利用者懇談会開催、地域ボランティアの登用等を通じて、住民とのふれあい・コミュニケーション・交流の場としての活用に努めます。



水泳教室の風景

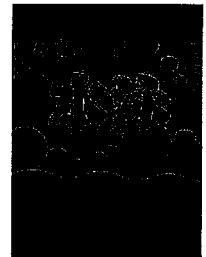
周辺に立地する民間スポーツ施設との共存・共栄を図るべく、施設特性を生かした事業の棲み分けを提案するとともに、広域的な総合型スポーツクラブの基盤整備に向けて積極的に協力していきます。

その他の関係団体とは、健康・スポーツ団体等への運営支援、情報交流機会の拡充、レクリエーションイベント開催、祭事・清掃・環境保全等の地域行事への参画、リサイクルフェア・展示会開催、子どもの肥満対策など多角的な連携を図っていきます。

地域の人々の健康づくり・福利厚生としての提供にも努めます。

ウ) 当連盟加盟団体・県外水泳連盟との連携を強化します。

私たち連盟は、県水連の加盟団体（登録団体122、小体連、中体連、高体連、鳥取県障がい者水泳協会等）に対して、各種スポーツ教室や研修会・講習会への指導者の派遣等をするとともに、各団体の動員力や機関誌等の広報力を有効活用することで、競技力向上と指導者養成の場としての協力、利用者増加への方策など万全な協力体制を構築します。

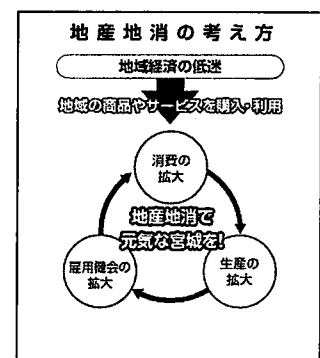


当連盟の機関紙

エ) 地域への経済的な波及効果を高めます。

私たち連盟の施設運営によって、経済的波及効果と社会的波及効果の2つを高めることができると考えており、地産地消型経営手法により、スタッフの県内からの雇用、県内事業者への業務委託、県内事業者からの備品・消耗品等の調達を基本とし、循環型経済効果発生に努めます。

具体的には、ニートや団塊世代等のボランティア、学生のインターンシップ等の登用、地元警備会社や清掃会社の活用、障がい者福祉団体からの物品調達、リサイクル品の有効活用、商工団体との連携による地場製品のPRに取り組み、県内経済活動の活性化とエコロジカルな施設運営を実現します。



オ) 地域への社会的波及効果を高めます。

私たち連盟は、本水泳場が生み出す付加価値として金銭では換算できない社会的な効果発生を重視し、その最大化を目指して多角的な方策に取り組めます。



施設知名度向上のための各種イベントやメディア露出機会の拡充、マスコミ・インターネット等のメディアミックス（戦略的広報）による媒体効果の活用、県民のスポーツ習慣・健康づくり習慣の定着、環境保全行動・地域活動参加率の向上に向けた啓発活動、生活習慣病対策・介護予防事業を通じた医療費・介護費等の削減に努めます。

カ) 利用団体との連携強化を確実にを行います。

本水泳場の大会等における主たる利用団体は私たち連盟であり、現行の大会利用時に関する要望等を十分に把握しております。

本水泳場においては、私たち連盟のスタッフが主催者の要望の如何を問わず、大会の円滑な運営、すなわち、競技スポーツの振興のために当然の如くサポートしており、利用団体からの信頼を得ております。

本水泳場においても、私たち連盟が管理者となった暁には、利用団体との連携強化の一環として大会準備等のサポートを実施してまいります。



水泳大会

キ) 公平にかつ公正な貸出のありかた

私たち連盟は、公の施設としての基本原則である平等利用の確保を指定管理者として至極当然のことと捉え、そのための仕組みやルールを確実に守るとともに、情報提供や事業展開についても十分な配慮と対策を講じることで、誰もが平等に利用できる環境を作ります。

① 公の施設として平等利用を厳格に守ります

私たちは、鳥取県の指定管理者としての意識をすべての関係者に植え付けるとともに、利用者の平等利用を確保するために、関係法令等に従い、提供するサービス等のソフト面、及び使い易さ・安全性・案内等ハード面の両方についての公平・公正な管理運営をお約束致します。

地方自治法第244条第2項の「指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」の条項を遵守します。

法令等の規定に従い、適正な利用許可を確実に執行するとともに、利用制限に該当する場合には、責任者が誠意を持って説明責任を果たし、利用希望者の弁識能力に配慮した理由・事情説明を行うなど適切に対応し、速やかに報告致します。

また、施設の平等性の観点から特定利用者や特定団体等に偏った利用が絶対に起きないようにするために、県内の水泳団体を統括する法人としての使命を賭けた利用調整機能を発揮し、中立的な利用の確保を継続してまいります。

公正・公平で平等な利用による快適な環境づくり

② 誰もが気持ちよく利用できる施設環境の向上に努めます

プールにおいて、多様な利用目的に対応し、効率よく利用し稼働率の向上を図るために、コースごとの利用目的を区分するなど一般利用者が気持ちよく利用できるように努めます。

③ 利用者にやさしいユニバーサルなサービスを提供します

私たち連盟は、年齢・性別・国籍・障がいの有無などによる差別的な対応を完全に排除し、すべての利用者の人権を尊重した対応を徹底するために、人権や男女共同参画の啓発に向けた関連施策に関する研修参加を職員に義務付けます。

具体的には、人権尊重や男女共同参画の概念に基づいて、差別的な言葉や不快に感じられる言動を禁止するとともに、利用者等への過度なプライバシーへの介入を禁止し、利用者の自由とプライバシー保護の厳守を徹底し、遵守できない職員は配置しません。

高齢者や障がい者・外国人も安心して施設を利用できるように、内閣府障がい者施策本部作成の「公共サービス窓口における配慮マニュアル」に準拠したヒューマンコミュニケーションによる心のこもったユニバーサルなサービスを提供します。更に、障がい者、要介護者、妊産婦の方でも安全・安心に利用できるように、施設・設備・備品面のバリアフリー化や介助等の人的サポート体制の整備を図るとともに、障がい者・福祉団体等と連携し、本水泳場の利用促進に努めます。



④ 利用調整会議を開催します

本水泳場のヘビーユーザーである、当連盟・関係団体等・鳥取県マスタース協会などで一年間の利用調整会議を2月下旬に行います。これにより日程の重複を無くし、各種大会・行事等が円滑に開催されるようにします。



ク)誰もが利用しやすい施設づくり

利用しやすい施設にするためユニバーサルデザイン化を進め、障がい者・高齢者にやさしい施設づくりと運営を目指して、次のような取り組みを行います。

《筆談対応の意思表示「耳マーク」の設置》 耳の不自由な方が気軽に筆談を申し出ただけのように受付に表示します。 また、全職員が手話講習を受講し、簡単な挨拶を交わすなどの対応を行います。	
《目に見えない障がいに優しい「ハートプラスマーク」の設置》 多目的更衣室及び更衣介助ルームにハートプラスマークを掲示し、内部障がい者・内臓疾患者といった「目に見えない障がい」を持つ方が安心して利用できるように配慮します。	
《障がいのある方に対する心のバリアフリー》 「公共サービス窓口における配慮マニュアル」を参考に、障がいのある方に心のこもったサービスを提供します。	
《プール利用の注意事項の外国語版の作成》 利用案内については、英語・韓国語の2種類を作成し、外国人利用者への対応をスムーズに行うことができるようにします。(プールご利用の案内参照)	
《ピクトグラム等の活用》 誰もが一目で施設や施設設備を理解できるようにわかりやすいピクトグラム等のサインを活用します。	

<プールご利用の案内> 풀 이용안내 Pool Rules

利用者は次の事項を守ってください。

이용자는 다음의 사항을 지켜주십시오.

All people who use the pool must obey the following rules.

1 帽子は必ず着用しましょう。

수영모는 꼭 착용해주십시오.

A swimming cap must be worn at all times whilst in the pool.

2 泳ぐ前にはシャワーを浴びて準備体操をして入りましょう。

수영 전에는 샤워를 한 뒤, 준비운동을 해주십시오.

Before entering the pool all swimmers must take a shower & stretch.

3 コースの中では右側通行をしましょう。

코스 안에서는 우측통행을 해주십시오.

When swimming in the lanes all swimmers must keep to the right.

4 飛び込み、逆立ち、潜水は禁止しています。

다이빙, 물구나무, 잠수는 금지되어 있습니다.

Diving, handstands and swimming along the bottom of the pool are banned.

5 シュノーケル、水中メガネは禁止しています。

스노클, 물안경은 금지되어 있습니다.

Diving equipment (masks & snorkels) can not be used in the pool.

6 お医者様から水泳を禁止されている方、空腹時、食後、お酒を飲んでいる方はご遠慮ください。

의사로부터 수영을 금지 당하신 분, 공복시, 식후, 음주를 하신 분은 삼가해주십시오.

All people who have been advised not to swim by a doctor, just eaten or have not eaten for an extended period of time, or have consumed alcohol are banned from entering the pool.

7 時間帯によって泳ぐ方、歩く方のコースを決めています。コース表示を確かめて泳いでください。

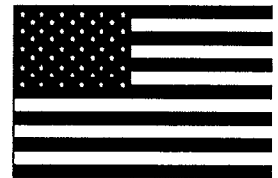
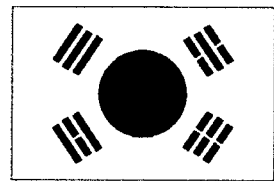
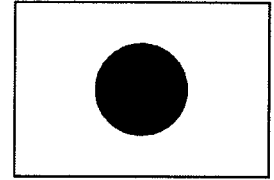
정해진 시간대에 수영하시는 분, 걷는 분들의 코스가 정해져있습니다. 코스 표시를 확인해 주십시오.

Lanes in the pool are allocated for certain activities during the day (eg. doing laps, walking, etc.). Please check before you enter if the lane you are going to use has not been allocated for a specific activity.

8 その他、不明な点がございましたら職員にお尋ねください。

그 외, 궁금한 점이 있으시면 직원에게 물어주십시오.

Please ask the staff if you have any questions

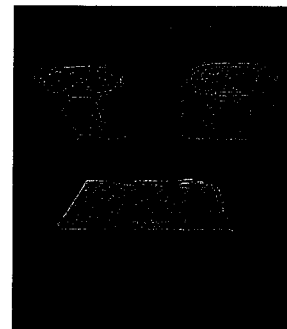


利用者の要望の把握及びその対応方針

利用者の声をより多く収集し、運営に反映します。

(1) 「意見箱」の設置

直接スタッフに申し出がない意見も、個人を特定せずに伺うことができる「一言ボックス」を設置します。1週間に一度ボックスを開き、意見について検討します。



(2) 「感謝の箱」の設置

今までの意見箱だけでは、ややもするとマイナスイメージの意見が多くなりがちです。意見箱と感謝の箱

そこで施設全体の良かった所、評価してもらえる所を書いて頂く「感謝の箱」を意見箱と共に設置していきます。改善する所を直してだけでなく、良かった所をもっと伸ばしていく施設作りを行っていきます。

(3) アンケートの実施

セルフモニタリングとして、アンケート調査による意見収集を実施し、分析・評価します。結果は直ちに運営改善に役立てるのはもちろんのこと、以後の事業計画の参考にするなどの活用もします。



(4) 利用者懇談会の実施

年に1回以上、テーマを決めた懇談会を実施します。参加者は事前に館内掲示等で募ります。

種別	頻度	チェック項目	チェック対象
場内モニタリング	1回/日	・業務は適切に実施されたか ・クレームに対し、適切に対応しているか ・報告書の内容に誤りはないか	・各種チェックシート ・作業報告書 ・巡回点検 ・各種データ確認
担当者モニタリング	1回/月	・業務は適切に実施されたか ・クレームに対し、適切に対応しているか ・報告書の内容に誤りはないか	・日報 ・報告書 ・巡回点検 ・データ確認
	1回/年	・指定管理者としての業務水準のチェック	・事故評価シート

平成26年度「鳥取県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査」の結果、「普段から健康を意識して運動やスポーツをするよう心がけていますか？」の回答に、心がけていると回答した人が44.6%、心がけていないと回答した人が55.4%と10.8ポイント高くなっています。

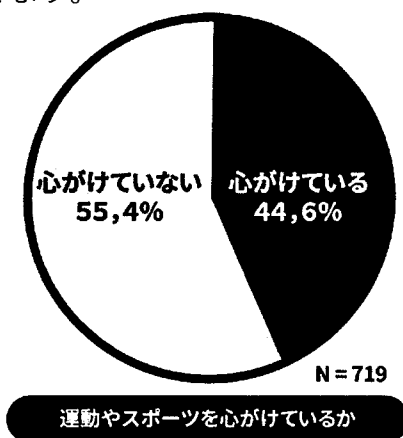


男女別にみると、男性は52.3%の人が心がけていますが、女性は39.5%と低い結果となっています。

ハイポーズ！

年代別にみても若い世代の意識が低く、ライフワークとして取り組める下地を作ることが急務であると考えています。

私たちは、以上の結果を踏まえ、20代から60代の県民に対しインターネットを通じた啓発事業を計画し、継続して運動に取り組んで頂けるように利用しやすい環境づくりに邁進していきます。



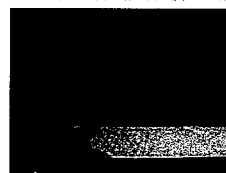
運動やスポーツを心がけているか		
性別		
52,3%	47,7%	男性 N=308
39,5%	60,5%	女性 N=380
年齢別		
24,4%	75,6%	20-29歳 N=41
34,7%	65,3%	30-39歳 N=101
41,6%	58,4%	40-49歳 N=113
39,1%	60,9%	50-59歳 N=151
58,2%	43,8%	60-69歳 N=178
51,5%	48,5%	70歳以上 N=134

施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

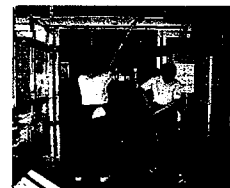
利用者が安心して利用できる施設づくりは、施設運営を行うにあたっての最も基本的な事項であると考えます。

利用者が安全に施設内で活動できるよう、事故等の発生を未然に防ぎ、常に危険のない状態を確保します。また衛生的な環境を確保するためには、日常実施する清掃が基本となります。

そして、施設や設備を長期安定使用するためには予防保全を基本とした維持管理が必要となってきます。更には環境に配慮した施設管理を行うことが使命だと考えています。このことを踏まえ、次の4つの視点を重点にしながら施設管理を行います。



安全管理



館内清掃

◆安全 ◆清潔（衛生管理） ◆長期安定 ◆環境配慮

特にプールの管理においては、平成19年3月に文部科学省及び国土交通省が策定した「プールの安全標準指針」、同年5月に厚生労働省が改訂した「遊泳用プールの衛生基準」及び（公財）日本体育施設協会ほかによる「遊泳プールの安全・衛生管理の解説」をガイドラインとし、適正な管理、点検を実施します。

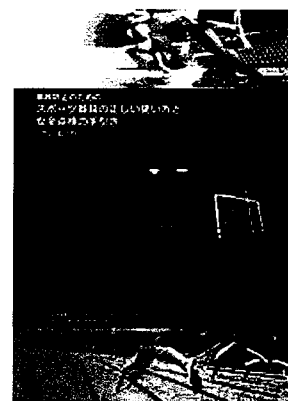
(1) 安全対策の徹底

“利用者の安全”対策は、施設管理運営の中での優先課題であり、スポーツ活動等による事故防止・防犯・防災については最善を尽くします。

特にプールの安全については、さまざまな事故事例を教訓として生かしながら安全対策を徹底します。

＜施設及び備品＞

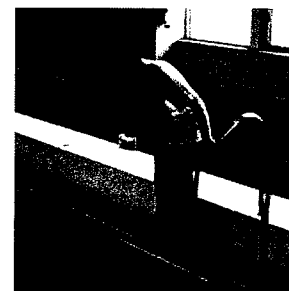
・毎日、開館前に施設及び施設用具並びに貸出用具等の点検を行い、安全を確認したうえで利用していただけていますが、細部にわたる点検については、（財）日本体育施設協会発行の「スポーツ器具の正しい使い方と安全点検の手引き」等を参考に安全対策を実施します。



＜プール＞

・日常点検においては、『日常点検チェックリスト』によりプール水の 衛生管理プール本体維持管理のため、毎日職員により実施するとともに、利用者に対して『点検結果掲示』をもって、施設の安全をアピールします。

・毎日、開館前にプールサイド及びプール内のゴミ処理、コースロープ・プールフロア及び壁面の点検等、安全管理に全力を尽くします。



日常点検

(点検結果表示)

区分	点 検 項 目	点 検 結 果
施設関係	排（環）水口の蓋等がネジ、ボルト等で堅固に固定され、配管口に吸い込み防止金具が取り付けられているか	屋内・屋外・飛込プールは吸い込み防止金具が取り付け有り、ネジ・ボルトで堅固に固定されている。また、幼児用プールにおいても吸水蓋をチェーンにより、固定している。
	その他管理者が重要と考える項目	屋内・屋外・飛込・幼児プールの排水口の水圧は清掃作業時の水抜き以外、ほぼ感じられない。
管理運営関係	監視員が適切に配置されているか	適切に配置している。
	監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているか	月1回以上の心肺蘇生法訓練と救助訓練を実施している。 施設の構造、機器の取扱を熟知し、水質管理を適正に行っている。
	その他管理者が重要と考える項目	職員全員が普通救命講習を受講し、AEDを取り扱うことができる。

ア) 緊急対応の最適化

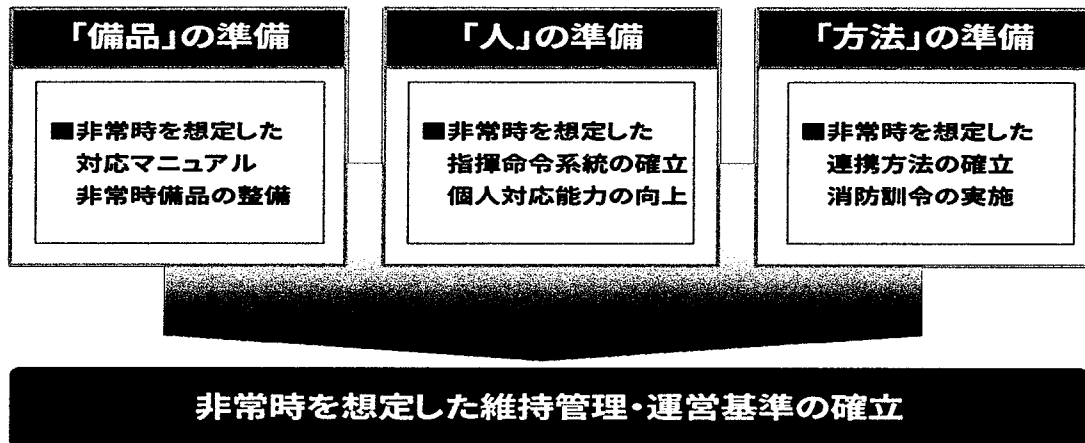
① 万全の事前準備

利用者の生命・身体の安全確保に万全の対応を行うことは、最大のサービスであるという認識のもと、リスク発生を想定した各種計画をつくり、その訓練を重ね不測の事態に備えます。火災・地震等の緊急事態に備えるため定期的に施設全体の避難訓練を行います。緊急時の避難誘導を的確に行うには、迅速な対応が必要であり、対応マニュアル



を作成し訓練を定期的に行います。

地震・火災・台風等発生時への非常時対応フローを策定し緊急時に備えます。緊急時には、館長より県へ早急に報告・連絡・相談することを徹底するとともに、必要に応じて消防・警察へ対応要請を行います。

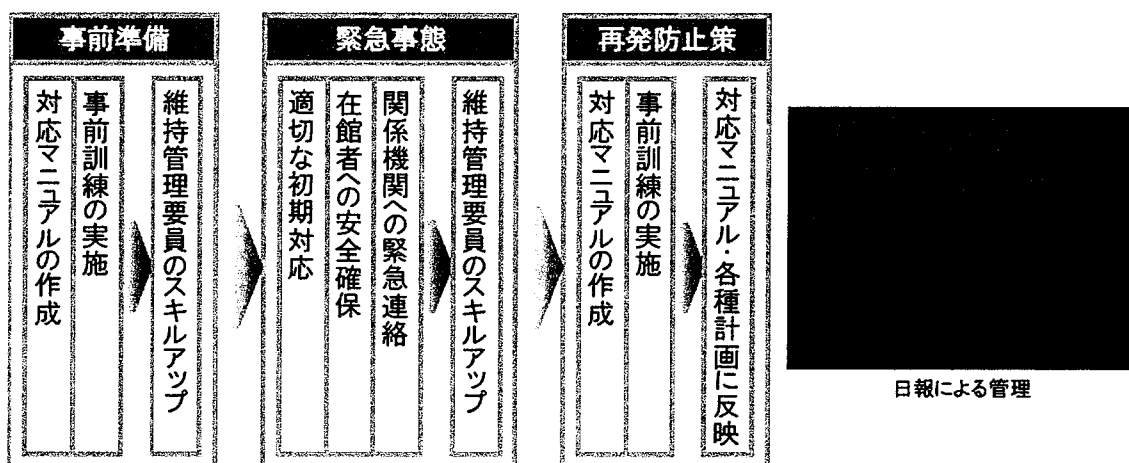


③ データベースサービス構築とマニュアル策定による未然防止策

事故、火災等による非常時・緊急時の対応や利用者トラブル対応について、「対応マニュアル」に緊急時の対応を定めます。事故・火災が発生した場合は、「対応マニュアル」に基づき、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じると共に本県の関係者および関係機関に報告します。

事故・トラブル・クレームに係るデータベースを構築して原因を追及するとともに、マニュアルの改訂を行っていきます。

利用者トラブルに関しては、初期対応及び誠意ある態度を取るとともに、安易な対応を行わないことが重要であり、スタッフ全員に対し、対策フローの考えを踏まえた危機管理意識を徹底させて未然防止及び再発防止に努めます。法令及び要求水準に基づいた適切な維持管理を行います。



(2) 清潔な環境の確保(衛生管理の徹底)

職員及び専門業者との連携により、プールの衛生環境管理を徹底して行います。

- ・ 1日6回の塩素濃度及び水温、室温を測定管理し、残留塩素濃度は遊泳用プールの衛生基準に合致するよう調整します。水温、室温は利用者の年齢、目的にそうようこまめに調整します。
- ・ 鳥取県保健事業団による年12回の水質検査を実施し、遊泳用プールの衛生基準に適合しているか検査します。更に検査結果を掲示します。

プール衛生管理者養成講習修了者を複数名配置し、万全の体制で管理します。



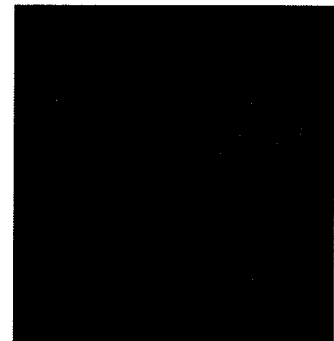
毎朝、職員3名がプールに入り毛髪等のごみを1時間かけて掬い取り、閉館時にはごみのない清潔なプールにします。



砂や細かいごみは吸取り棒で取り除きます。



水中ネットを使用し、毛髪等を掬い取ります。



シャワー目洗い啓発ポスター

上記の清掃により、ろ過機的能力維持も合わせて行えます。

- ・ 毎日、開館前と閉館時に点検し、更衣室・トイレ・シャワー室・採暖室を常に清潔にします。見回り等を強化し、更衣室・トイレの清掃の励行を行います。
- ・ 保健所等から情報を入手し、掲示・声かけ等で感染症の注意を喚起します。
- ・ 日常清掃・定期清掃・天井や壁等の特別清掃を行うなどして清潔な施設にします。
- ・ 利用者のマナーの向上を促進します。(ごみの持ち帰り運動等)

(3) 施設設備の長期安定使用のための維持管理

ア) 法定点検等の確実な執行

施設設備を長期に安定して使用するために、法に定める施設設備の点検・整備・検査を受け、また施設・設備・貸出用具の保守管理を十分行い、利用者に安心して安全に利用していただくための安全対策も徹底します。

○ ボイラー・空調機関係法定検査

検査・整備項目	頻 度	検査・整備機関	関係法令
性能検査	年2回	(株)米子ガス産業	ボイラー及び 圧力容器安全規則
空調機保守点検	年2回	(株)米子ガス産業	空調機に 関する規則

○ 消防関係法定検査

検査・整備項目	頻度	検査・整備機関	関係法令
消防用設備等点検	年2回	(株)吉備総合電設	消防法

○ 浄化槽点検検査

検査・整備項目	頻 度	検査・整備機関	関係法令
浄化槽保守点検	年12回	(有)米子清掃	浄化槽法



浄化槽保守点検



管理棟浄化槽点検記録票



飛込み棟浄化槽点検記録

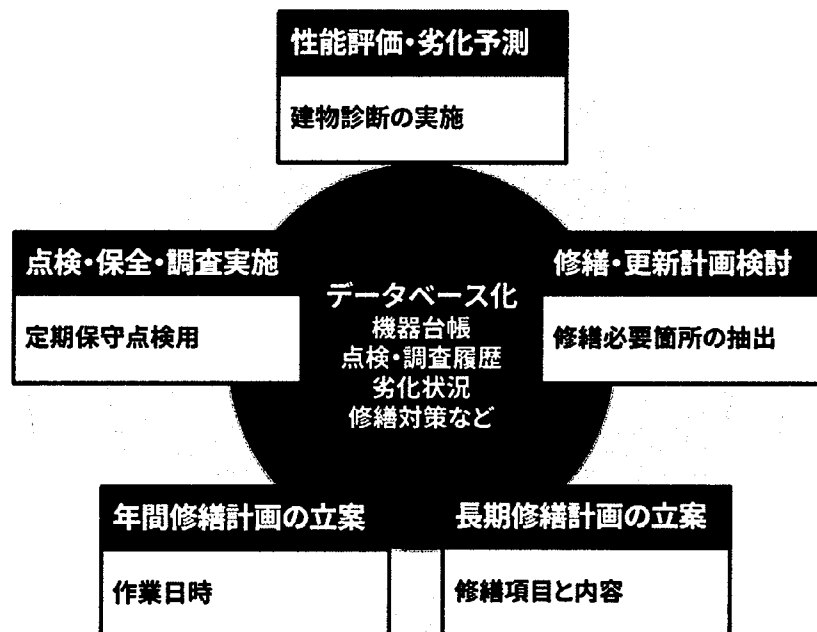
○ 循環ろ過機点検検査

検査・整備項目	頻 度	検査・整備機関	関係法令
循環ろ過機保守点検	年2回	(株) 石田コーポレーション米子支店	遊泳用プールの衛生基準

イ) 施設価値を維持する修繕

要求水準に基づき、各部材の劣化・破損・変形等について日常的に点検し、迅速に修理・修繕等を行い、機能上・安全上・美観上良好な状態に保ちます。

施設の劣化状況や性能レベルを把握するために、日常的に行う保守点検データを修繕業務にフィードバックし活用します。日々蓄積されていく日常の保守記録に基づき的確な修繕計画を策定するとともに、年間作業計画へ反映させるなど厳格な予算管理のもと、修繕計画を適正かつ最適に見直します。

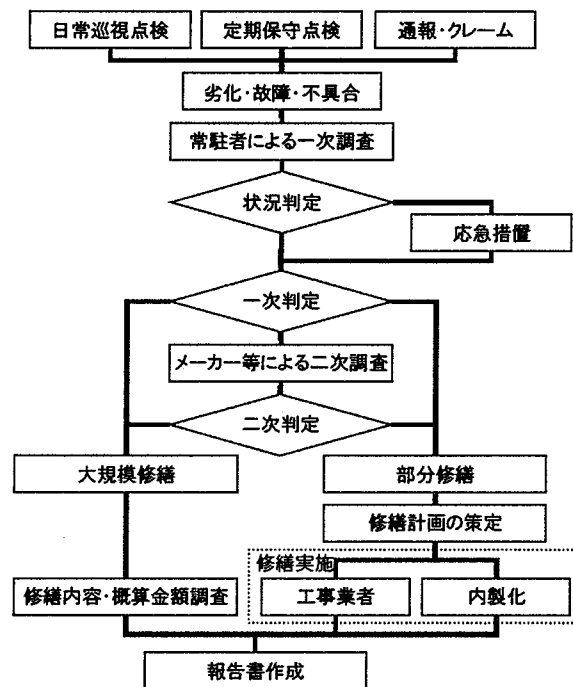


① 随時の修繕

私たちはこれまでも、本水泳場の管理業務の受託に際して、過去の修繕実績等に基づき、計画的かつ継続的に日常点検及び定期点検を実施し、本水泳場を常に良好な状態で維持することに努め、利用者が本水泳場を安全で安心・快適に利用できるよう適切な維持管理を行ってきたところです。

今後とも引き続き次のような具体策を励行し、可能な限り修繕の内製化（外注せず、職員等が自ら行うこと）に努め、異常箇所の早期発見、早期修繕に努めます。

- 日常点検・定期点検の充実と異常箇所の早期発見、早期の修繕に努めます。
日常点検及び定期点検に際し、過去の修繕実績等に基づいたチェックリストを活用し、異常箇所の早期発見、早期の修繕に努めます。
- 目視・触診の励行及び修繕の内製化に努めます。
職員はもとより委託業務従事者は、日常的に目視・触診を心がけ異常箇所の早期発見に努めます。異常箇所を発見した場合は、直ちに館長に報告するとともに、その対策を検討の上、直ちに修繕を行います。この場合、可能な限り修繕の内製化に努めます。
- あらかじめ予定される修繕費については、必要年度に予算を措置します。
設備のうちメーカー要請により経年数に応じた部品交換等の必要性があり、点検を実施しなかった場合には、著しい機能低下の恐れのある設備の点検・修繕費については当該年度に「随時の修繕費」に含めて予算を措置します。



修繕が必要となる劣化・故障・不具合を発見した場合、委託業務従事者による一次調査を行い、状況の判定を行います。修繕の内容を、当連盟担当者並びに委託業務従事者で、管理者の業務である部分修繕で対応できるのか、県の業務となる大規模修繕が必要なのかの一次判定を行います。部分修繕の結果は、施工前や施工後の写真を交えながら分かりやすい報告書にまとめ、県に報告します。

外部委託の考え方

下記の業務については、コスト的・技術的にも効果があると考え
るため外部委託とするとともに、業者も施設管理の一員であるとい
う認識の下、共通認識を持っていただき一体となった管理を行いま
す。



業 務 名	業 務 内 容 委 託 業 者
ボイラー保守点検	ボイラーを正常に運転させるための点検 (株) 米子ガス産業
消防設備保守点検	消防法に基づき、利用者の安全を守るための設備保守 (株) 吉備総合電設
清掃作業	衛生的環境の確保に基づき業務を行い、清潔で良好な衛生 環境の確保の為の作業 (公財) 米子広域シルバー人材センター
空調機保守検査	空調機を正常に運転させるための検査 (株) 米子ガス産業
浄化槽保守点検	浄化槽を正常に管理するための保守点検 (有) 米子清掃
循環ろ過機保守点検	ろ過機を正常に運転させ、ろ過能力を保つための点検 (株) 石田コーポレーション米子支店
電気系統の保守	電気系統を正常に動かすための保守 米子市契約
夜間・休日警備	休日及び夜間の警備業務 (株) 北陽警備保障

※ 委託先選定方法については、県内に本店があり鳥取県内に支店
又は営業所がある業者から選定することを基本として指名競争
入札とします。委託期間は複数年を原則としますが、委託業務内
容によっては単年度とします。

本水泳場における各業務は、私たち連盟が誇る役員の多種多様
な業種の人材・人脈により実施し、第三者に行わせる業務は最
低限度の範囲といたします。

私たち連盟はこれまで述べてまいりました事業計画を、私た
ち連盟のネットワークを活かしながら、水の専門家として忠実
に実行してまいります。



料金設定

(1) 開館時間の考え方と設定内容

- ① 利用時間は、設備の初期点検の必要性等から原則現行どおり10時から20時とし、
下記屋外プールにつきましては夏休み期間中18:00まで延長します。
- ② 管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館時間を早くします。

	営業時間
屋内25mプール	10:00～20:00
屋外50mプール（6月15日～9月15日）	10:00～17:00

(2) 休館日の考え方と設定内容

プールにおいては水質保全のため、現行どおり毎週水曜日及び年末年始（12/29～1/3）を休館日とします。

鳥取県民の日（9月12日）が水曜日の場合は、開館いたします。

※管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館若しくは休館するこ

とがあります。

(3) 利用料金の考え方と設定内容

利用者の利便と業務の煩雑防止に寄与していますので、原則現行制度を継続します。

利用料金

区 分		昼 間		夜 間
		午前	午後	
会 議 室		320円	640円	480円
個人利用	一般	1回につき		540円
	高校生	1回につき		320円
	小中学生	1回につき		220円
	幼児	1回につき		110円
専用利用	屋内	1コース	1時間につき	2,160円
		全コース	1日につき	43,200円
	屋外	1コース	1時間につき	3,240円
		全コース	1日につき	66,090円
団体利用 (20人以上)	一般	1回につき		320円
	高校生	1回につき		220円
	小中学生	1回につき		110円
	幼児	1回につき		50円
飛込プール専用利用		1日につき		15,550円

回数券（12枚綴り）

券 種	販売価格（1冊）
一 般	5,400円
高校生	3,240円
小中学生	2,160円
幼 児	1,080円

(4) 利用料金の減免に対する考え方

鳥取県営東山水泳場の利用料減免の取扱要領に準じて減免措置を行います。

ア) 鳥取県営東山水泳場の利用料減免の取扱要領

鳥取県営東山水泳場の利用料減免の取扱要領に準じて減免措置を行います。

減 免 事 由	減免率
1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。(県内のものに限る。)	
ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が利用するとき。	10/10
イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校が利用するとき。	10/10
ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	10/10
エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項の規定する保育所が利用するとき。	10/10
オ 教育に関する活動を行う団体であって知事が定める基準に該当するものが利用するとき。	
(ア) 小学校体育連盟(市町村単位以上のものに限る。)	10/10
(イ) 中学校体育連盟(市町村単位以上のものに限る。)	10/10
(ウ) 高等学校体育連盟(市町村単位以上のものに限る。)	10/10
カ 中学校の水泳部の部活動の為に利用する時	10/10
2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。	
ア 全県の生徒を対象とする場合	10/10
イ 郡市単位以上の生徒を対象とする場合	1/2
3 障がい者及び介護者が当該障がい者の健康の保持及び増進を図るためにプールを利用するとき。	
ア 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
イ 療育手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
エ 心身に障がい有する者で、知事が特に必要があると認めた者が一般利用の方法で利用するとき。	
(ア) 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者(児)として判定し、証明書を交付した者	10/10
(イ) 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第48条第3号に定める自閉症を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者	10/10
(ウ) 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・	10/10

生徒の教育措置について」(昭和 53 年 10 月 6 日付文初特第 309 号文部省初等中等教育局長通達)の第 1 の 8 に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者(知的がい害、病弱等に伴って情緒障がい有する者)	
オ ア～エの介護者(障がい者 1 名につき介護者 2 名、が一般利用するとき。	10/10
カ 障がい者及びその介護者(障がい者 1 名につき介護者 2 名)が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち、1/2 以上が心身障がい者(児)の場合	10/10
(イ) 利用者のうち、1/2 未満が心身障がい者(児)の場合	1/2
4 幼児、児童、生徒又は学生が県営東山水泳場のトレーニングホールの専用利用(利用しようとする日(当該利用が 2 日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の 6 日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。(全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が 2 分の 1 以上であるものに限る。)	10/10
5 70 歳以上の者が利用するとき。	
ア 70 歳以上の者が一般利用するとき。	10/10
イ 70 歳以上の者が社会参加を目的として、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち 1/2 以上が 70 歳以上の者の場合	10/10
(イ) 利用者のうち 1/2 未満が 70 歳以上の者の場合	1/2
6 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。	10/10
7 要介護者等及びその介護者が利用するとき。	
ア 要介護者等及びその介護者(要介護者等 1 名につき介護者 2 名)が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
イ 要介護者等及びその介護者(要介護者等 1 名につき介護者 2 名)が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち、1/2 以上が要介護者等の場合	10/10
(イ) 利用者のうち、1/2 未満が要介護者等の場合	1/2
8 鳥取県の国民体育大会に出場する水泳競技選手団が強化合宿として、専用利用の方法で利用するとき。	10/10
9 一般財団法人鳥取県水泳連盟が指定する強化指定選手が競技力向上を目的として、個人利用の方法で利用するとき。	10/10
10 その他スポーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。	10/10
鳥取県が水泳の振興を図るために利用するとき。	
11 公的団体が人命救助訓練として、専用利用の方法で利用するとき。	10/10
12 1 により利用する場合は施設使用料の他に設備使用料及び冷暖若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき料金についても減免する。	

(5) 利用の許可に対する考え方

体育施設条例9条の規定・10条の規定またはその他の規定に基づき、行為の制限、適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令、利用許可の取り消し、利用料金の徴収及び利用料金の減免を行い、安心して利用して頂けるように努めます。

ア) 体育施設条例第7条の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き東山水泳場の利用の許可を行います。

- a 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- b 東山水泳場の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- c 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- d a から c までに掲げる場合のほか、東山水泳場の管理上支障があるものとして、知事が別に定める場合に該当するとき。なお、c に該当する利用でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

事故・事件の防止措置と緊急時の対応

事故・事件の防止措置と緊急時の対応の基本的な取り組みの考え方

私たちは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、利用者に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、東山における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、防災に関する基本的事項を総合的に定めて防災活動を総括的かつ計画的に推進することにより、利用者の生命・財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減するために4つの考え方で推し進めてまいります。

- 1 質の高い活動・サービスの提供
- 2 事故防止回避、危険の縮小、安全の確保
- 3 被害者及び加害者の損害の補償
- 4 訴訟に対する法的防御

スポーツの本質的危険 不可避的事故



『日本スポーツ法学会』会長
『日本教育法学会』理事
1969年『体育と法』(道和書院)
1971年『体育・スポーツ事故判例の研究』(道和書院)
1980年『体育法学の課題』(道和書院)
■東京女子体育大学「運動事故補償論」講座を開設
■「スポーツ法学」と改称
■平成国際大学でスポーツ法学

伊藤堯先生
スポーツ活動には避ける事が出来ない本質的に危険な要素が含まれている。
スポーツ種目別に、独自ルールに基づいて活動をしている最中に事故が発生した場合、それは不可避的な事故と想定される。
本質的危険を警告し、参加者に理解して貰う事が大切であるが、指導者として安全環境や技量格差による配慮が欠けた場合、標記内容が認められないケースが多々あるので気を付けて頂きたい。その事故は完全に回避することが不可能であるとするならば、被害者に対する十分な救済措置が前もって配慮されなければならない

ふじみ野市大井プール死亡事故に有罪判決

2006年7月31日午後1時50分ごろ、埼玉県ふじみ野市の市営ふじみ野市大井プールで、所沢市立小手指小学校2年の戸丸瑛梨香さん(7)が流水プールの吸水口に吸い込まれた。瑛梨香さんは約4時間後に吸水口から約5メートル奥の吸水管内で見つかり、病院へ搬送されたが死亡した。



出典 userdisk.webry.biglobe.ne.jp

さいたま地方裁判所判決文
主文 被告人Aを禁錮1年6月に、被告人Bを禁錮1年に処する。被告人両名に対し、この裁判確定の日から3年間、それぞれその刑の執行を猶予する。

1994年7月 北海道、小学男子、吸水口に吸い込まれ重体。
1994年8月 鹿児島、小5男子、吸水口に吸い込まれ死亡。
1999年7月 東京、小5女児、吸水口に身体がはまり死亡。
1999年7月 山形、小6女児、吸水口に足が吸い込まれ死亡。
1999年8月 栃木、男子高校生、吸水口に足が吸い込まれ死亡。
2002年2月 和歌山、小6男子、吸水口に吸い込まれ重体。
2004年7月 新潟、小6男子、排水口に足を吸い込まれ死亡。

指定管理者運用の総務省自治行政局長通達

地 方 政 府 第 3 号
平成22年12月28日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県庁舎長
各指定都市庁舎長

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を促進する目的をもってその利用に供するための施設であるが、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたことである。

本制度は、その導入以降、その施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に努めてきたところであるが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第25条第17項に基づき指導します。

なお、各都道府県内の市区町村に付しても、本通知について周知方よろしくお願いたします。

記

- 指定管理者制度については、その施設の設置の目的を効果的に達成するための取組があると認めるときに活用できる制度である。様々な施設に対し、指定管理者制度を導入する上には、適切な地方公共団体の管理体制に合わせた制度となっていること。
- 指定管理者制度は、公共サービスの水準の向上という趣旨を具した最も適切なサービスの提供を、適切な施設を指定するものである。単なる施設管理による入れ替えは異なるものであること。

- 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に実施する機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。この期間については、法令上具体的な定めはないものであり、その施設の適切な運営の確保も考慮し、各地方公共団体において、施設の設置の目的や業務等を踏まえて指定期間を定めること。
- 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスの効果的、効率的に実施するため、サービスの提供を民間事業者等から幅広く求めることは重要であり、施設の申請者に事業計画書提出を求めることが望ましい。一方で、民間事業者等からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の更新等に当たって適切に指定を行うこと。
- 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的な事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の指定にあつても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 指定管理者の指定の際に指定管理体制のチェックを行うこと等により、職人労働が適切に確保されるよう配慮すること。
- 指定期間が延長制度にわたる、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して助成金を支出することが認められる場合には、競争入札行為を決定すること。

指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的な事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。

指定管理者運用の経営管理部行政改革課長通達

通 達 第 16 号
平成 22 年 6 月 21 日

関係部局総務課・総務課長 } 兼
施設所管課長

経営管理部行政改革課長

指定管理者制度の運用について（通知）

地方自治法第 244 条に規定される公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 81 号）により、指定管理者制度が導入され、既に大半が経過するところですが、公の施設の管理及び指定管理者制度の運用にあたっては、引き続き下記に留意の上、適切な運用に努めるようお願いいたします。

記

- 公の施設の管理については、既に指定管理者制度を導入している施設も含め、安全かつ良質な公共サービスが、施設、設備のかつ適正に実施されるよう十分な配慮及び見直しを行うこと。
- 管理開始後の指導・監督については、設置による事業報告書の提出だけでなく、必要に応じて現地調査や文書による指示等を行い、公の施設設置者としての権限を適切に行使すること。また、県と指定管理者が定期的に協議・意見交換するなど、円滑な意思疎通を図るよう努めること。
- 公の施設の利用者が、安全かつ安心して利用できるよう、改めて危機管理体制（緊急連絡網、危機管理マニュアル等）を確認すること。
- 公の施設の所管課と指定管理者となっている団体の所管課が異なる場合には、両課で連携を図り、団体への指導等にあたること。

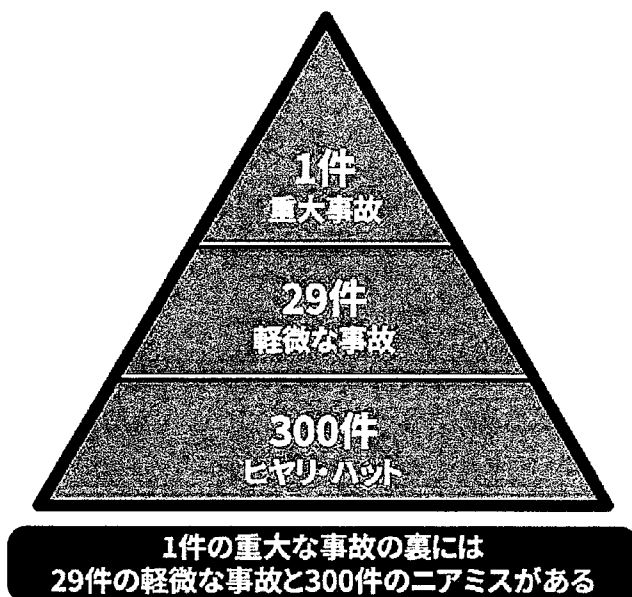
署名 行政改革課
電話 2911

2 管理開始後の指導・監督については、書面による事業報告書等の確認だけでなく、必要に応じて現地調査や文書による指示等を行い、公の施設設置者としての権限を適切に行使すること。また、県と指定管理者が定期的に協議・意見交換するなど、円滑な意思疎通を図るよう努めること

3 公の施設の利用者が、安全かつ安心して利用できるよう、改めて危機管理体制（緊急連絡網、危機管理マニュアル等）を確認すること。

4 公の施設の所管課と指定管理者となっている団体の所管課が異なる場合には、両課で連携を図り、団体への指導等にあたること。

ハインリッヒの法則（ヒヤリハット）

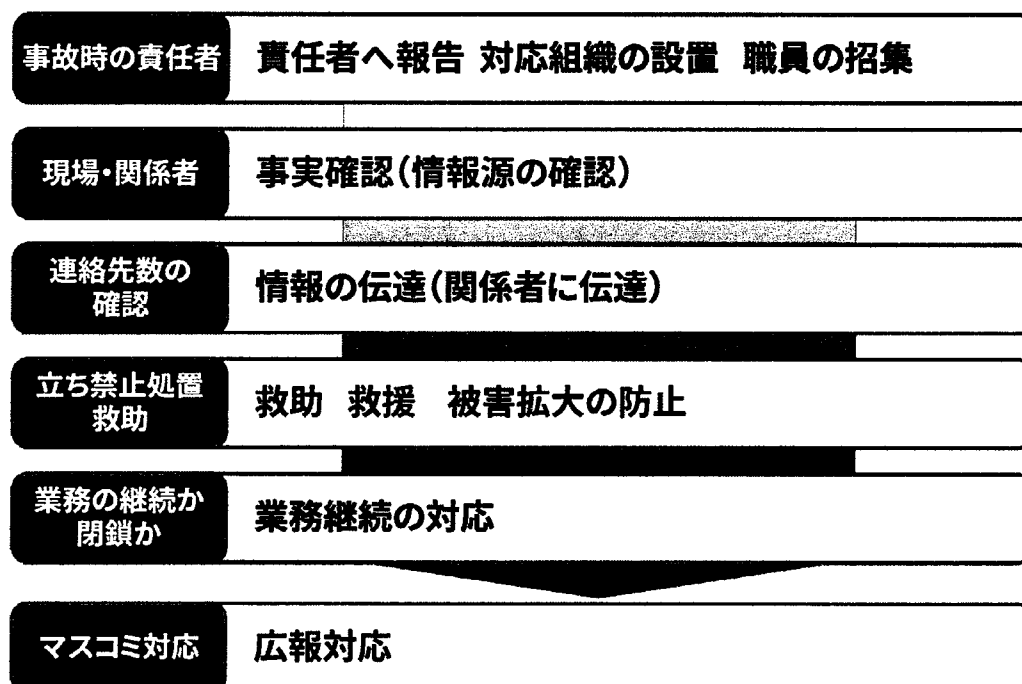


アメリカ人ハインリッヒ (Herbert Wilhelm Heinrich) が1931年に提唱した法則で、「1件の重大な事故の裏には29件の軽微な事故と300件のニアミスがあると示しているもので、それらの防止策として課題解決の教育研修が必要である

事故を事件にしない対応 (A)



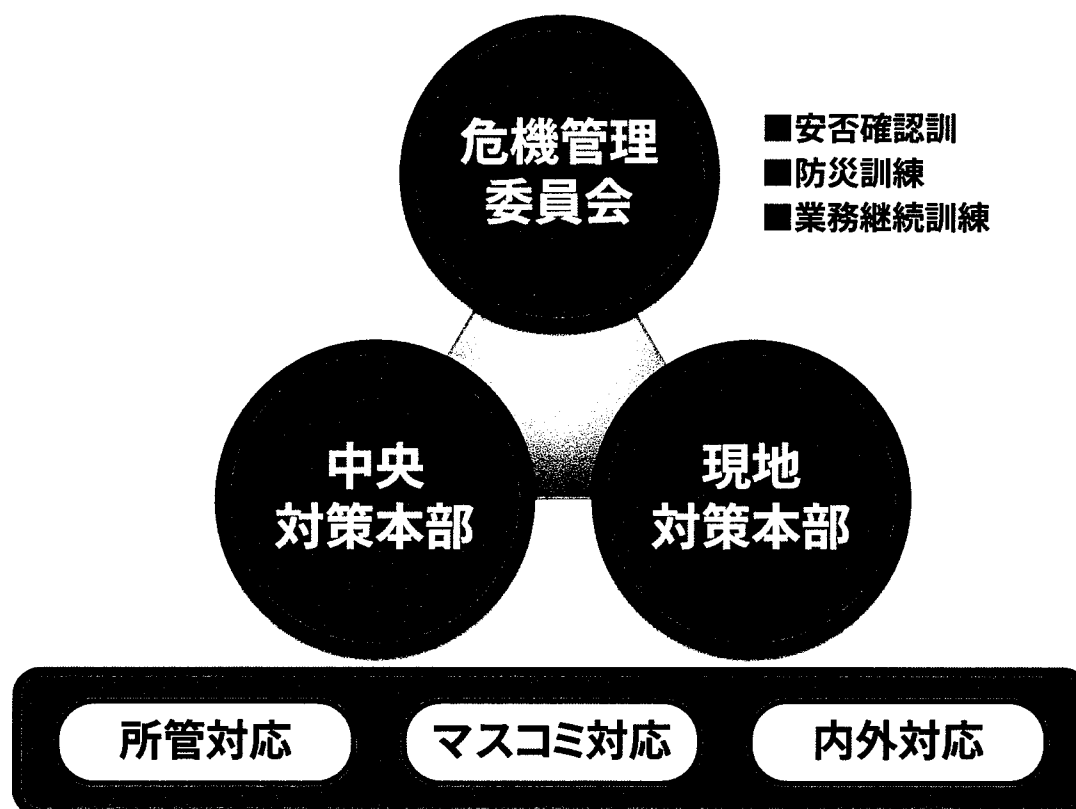
事故を事件にしない対応 (B)



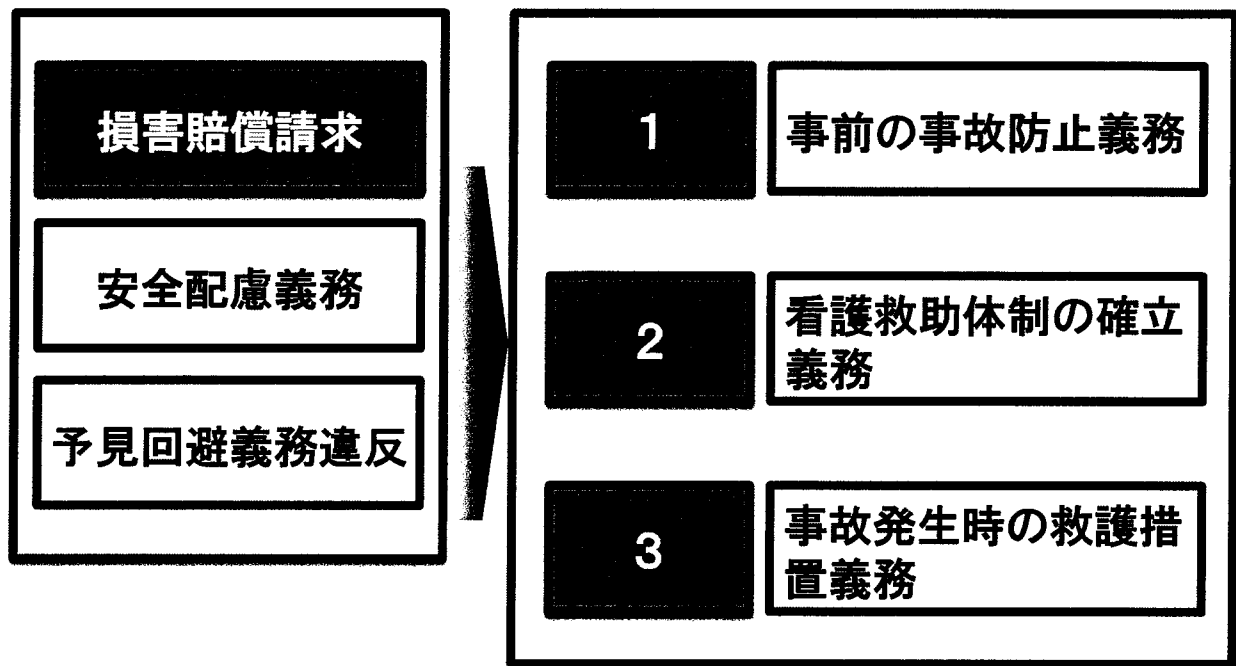
スポーツ事故を事件にしない対応策

誠意ある対応	誠意と陳謝による被害者の苦しみを和らげる優しい心の表現を用い迅速な対応を図る（生活環境別の対処）
補 償	補償被害者の被った実質的な損害を救済。適切な保険適用による見舞金等の実施
再発防止	再び同じ事故を繰り返さない原因の追求と再発防止策マニュアル作成。事故防止委員会による定期訓練と周知

危機管理組織づくり



スポーツ大会等の安全配慮義務違反



「過失」とは、一般に「結果発生の予見可能性がありながら、結果の発生を回避するために必要とされる措置（行為）を講じなかったこと」（結果回避義務違反）